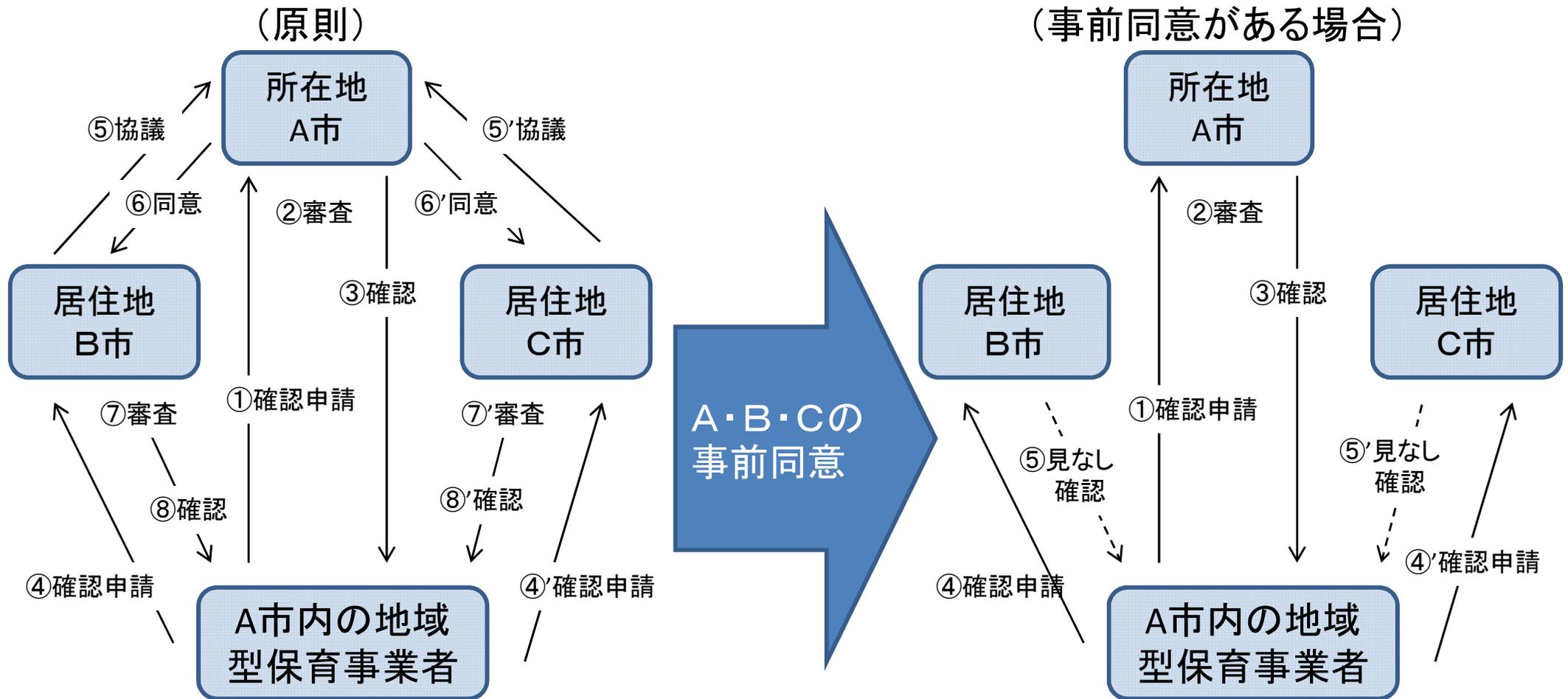


地域型保育事業が所在する市町以外の市町の確認事務の簡素化イメージ



- 1 事業者は、入所児童の全ての居住地市町に確認申請が必要
- 2 所在地A市、居住地B市、C市ともに審査・確認が必要
- 3 居住地B市、C市が確認するにあたっては、所在地A市の同意が必要

- 1 事業者は、入所児童の全ての居住地市町に確認申請が必要
- 2 所在地A市が確認したことをもって、居住地B市、C市が確認したとみなすことができる